



アパート経営の皆様へ

問合せ 建築係 ☎32-1844



民間賃貸住宅 建設助成



【対象】

市内の個人および法人に対して、市内に民間賃貸住宅を建設する費用の一部を助成

【助成額】

1戸あたり 90万円(床面積30㎡以上40㎡未満)

1戸あたり100万円(床面積40㎡以上)

【助成要件】

- 民間賃貸住宅(戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅)
- 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所および給湯設備が設置されているもの
- 市内に事業所を置く業者が施工する工事

民間賃貸住宅 リフォーム助成



【対象】

市内に民間賃貸住宅を所有する個人および法人に対して市内の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成

【助成額】

1戸あたりの改修工事の3分の1に相当する額(10万円限度)

【助成要件】

- 民間賃貸住宅(戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅)の居住性向上を図るための修繕、模様替えなどを行なう工事で、市内に事業所を置く事業者(個人事業者を含む)が施工する工事

※国や道、ほかの団体などから重複する助成金を受けている方は対象外です。



下水道事業は 公営企業会計に移行しました

問合せ
上下水道課
☎32-2218

赤平市の下水道事業は持続的で安定的な事業運営のため、令和4年4月1日から地方公営企業法を適用し、これまでの「官庁会計(単式簿記)」から「公営企業会計(複式簿記)」へ移行しました。

なお、今回の公営企業会計への移行は主に会計方法の変更であり、下水道使用料や受益者負担金などの納付方法についてはこれまでと変更はありません。また、市民の皆様の手続きなども特にありません。

公営企業会計に移行すると…

貸借対照表や損益計算書などの財務諸表の作成を通じ、経営状況や資産などを正確に把握することができるようになります。

このことにより、経営状況の明確化、経営管理の向上などの効果が見込まれます。



令和3年度から補助率と
補助金限度額を拡充しています

今年もやります！

あんしん住宅助成事業

POINT

過去に限度額分の補助金を
受け取った方も申請可能！

問合せ

市役所建設課建築係 ☎32-1844
平日 8時30分～17時

申請・市内業者の照会

赤平建設業協会 ☎32-2549
平日 8時30分～17時

対象者

赤平市に住宅を所有している方
※老朽住宅除却工事は市外在住者も対象

対象外の工事



増築工事
トイレの水洗化
車庫や物置
門塀
ロードヒーティング
融雪槽 など

助成要件

- 世帯全員が市税などの滞納がないこと
- 市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者
または個人事業者が施工する工事
- 令和4年4月1日以降に申請し、着工する工事
- 申請・交付決定後に着工すること



令和3年3月31日までに限度額の助成
金を取得したことがある方も新たに申
請ができます。

対象工事・工事費		助成内容
50万円以上のリフォーム工事 新築後5年経過 ・外部塗装 ・外壁張り替え ・内装改修 ・水回り改修 など		助成率 15% 限度額 50万円
50万円以上のリフォーム工事 18歳未満の子どもがいる世帯		助成率 20% 限度額 75万円
50万円以上の老朽住宅除却工事 昭和56年5月31日以前に着手した住宅		助成率 25% 限度額 30万円
100万円以上の耐震改修工事 診断の結果、耐震不足と判定された住宅		助成率 20% 限度額 50万円